



また、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン(外部の労働者等からの通報)」(平成17年7月19日関係省庁申合せ)によって、国の行政機関において、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報を適切に取り扱うため、各行政機関が取り組むべき基本的事項を定めている。

もっとも、法の施行後も、公益通報を受け付けるための窓口を設定して対外的に示していない行政機関が多く存在し、また、行政機関が通報を受け付けたまま調査を行わなかった事例なども見られた。

そこで、新法によって、行政機関のとるべき措置について自主的な取り組みに完全に委ねるのではなく、新たな義務を規定するため、「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関(第二条第四項第一号に規定する職員を除く。)は、前項に規定する措置の適切な実施を図るため、第三条第二号及び第六条第二号に定める公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。」(新法13条2項)と定められた。

### Q2-3 報道機関等への公益通報

私の勤めている食品会社では、製品に使用が禁止されている食品添加物が混入されています。会社の上層部もそのこと把握しながら製造を続けているので、私は新聞社に通報してこのような不正を止めたいと思っています。ただ、このことを外に漏らしたということで解雇されないか不安なのですが、このような場合も公益通報者保護法によって保護されるのでしょうか。

#### A2-3

対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由(真実相当性)があり、かつ、労務提供先や行政機関への通報では不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合などの一定の特別の事情がある場合には報道機関等への通報も保護の対象となります。

#### 解説

報道機関等、行政機関以外の事業者外部への通報を行う場合の保護要件について、公益通報者保護法は、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由」があり、かつ、法に定める「特別の事情がある場合」であることを求めている(法3条3号)。

したがって、行政機関等への通報と同様に、まず

「信ずるに足りる相当の理由がある場合」(真実相当性)が要件となるから、通報対象事実について、単なる憶測や伝聞等ではなく、通報内容を裏付ける内部資料等がある場合や関係者による信用性の高い供述がある場合など相当の根拠がある場合でなくてはならない。

加えて、行政機関以外の事業者外部への通報については、法3条3号において掲げられた下記の特別の事情が必要となる。

- ① 事業者内部や行政機関に対する公益通報をすれば、解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合  
 例えば、過去に不祥事について労務提供先等に通報をした従業員が不利益な取扱いを受けたケースが実際にあった場合など
- ② 事業者内部に対する公益通報をすれば、当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合  
 例えば、過去に労務提供先等になされた通報について、証拠が隠滅されたケースが実際にあった場合など
- ③ 労務提供先から事業者内部や行政機関に対する公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合  
 例えば、上司から正当な理由なく、労務提供先等の通報窓口への通報を口止めされた場合など
- ④ 書面(電磁的方法を含む)により事業者内部に定める公益通報をした日から二十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合
- ⑤ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

労働者である公益通報者は、使用者に対する誠実義務を負うが、上記のような特別の事情がある場合には、誠実義務を履行しつつ犯罪行為等を是正することは困難であり、その他の外部通報先に公益通報をすることを許容することが相当と考えられたのである。

さらに、新法では、上記に加え、下記の場合も含まれることとされた。

- ⑥ 公益通報をすれば、役務提供先が、当該公益通報者について知り得た事項を、当該公益通報者を特定させるものであることを知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合
- ⑦ 財産に対する損害(回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であって、通報対象事実を直接の原因とするものに限る。)が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

法の施行後、事業者内部の通報については、誰が通報したかが内部で広がることで不利益取扱いを受けることを懸念して、労働者が消極的になっている状況がみられたため、新法では⑥のような場合も追加されたのである。

また、改正前は法益侵害が重大な場合として、⑤の場合を定めていたが、財産の被害については対象となっていなかった。しかし、事業者が破産したため個人に回復することができない財産上の損害が生じた事案や、事業者の法令違反によって多数の個人が多額の損害を被った事案がみられたことから、財産被害の危険がある場合についても、その発生及び拡大防止の緊急性が高いと考えられ、⑦が付け加えられることとなった。